

第57回全国博物館大会決議

私たちは、財団法人日本博物館協会主催のもと、北海道、北海道教育委員会、旭川市、旭川市教育委員会及び北海道博物館協会の共催並びに文部科学省の後援を得て、第57回全国博物館大会を旭川市において開催し、全国各地から300余名が参加して2日間にわたり熱心な討議を行いました。

今日、博物館は、国立、公立、私立の設置者のいかに問わず、その使命・存在理由を明確に社会に示すことが求められるとともに、急激な時代の流れや社会の変化、厳しい経営環境の中で、地域と連携して多岐にわたる活動の充実を図ることが求められています。

本大会では、このような情勢を踏まえて、これからの地域に生きる博物館のあり方について議論を進めてきました。その結果、博物館が生涯学習機関として、また文化施設として、地域住民や利用者との連携を密にして、生涯学習社会やまちづくりの中核施設としてその存在理由を社会公共に明らかにしていくことを決意しました。

「博物館の再生、地域と文化の創造」という本大会のテーマを実効あるものとするため、第57回全国博物館大会の名において、次のように決議いたします。

記

- 1 私たちは、日本博物館協会の平成13年の調査報告書『対話と連携の博物館』及びそれに基づく平成15年の調査報告書『博物館の望ましい姿』を行動指針とし、各博物館は運営に関する評価を行い、それに基づき改善を進め、地域への運営状況の積極的な情報提供等に努め、地域とともに生きる博物館として総力を挙げて行動する。
- 2 博物館を今日の生涯学習社会、地域文化振興時代に相応しいものとするために、博物館登録制度、学芸員制度等を中心に博物館法の改正を引き続き要望する。
- 3 博物館の管理運営は、継続性を持って安定的に行われ、それぞれの博物館の目的・使命が効果的に達成されるように充分配慮されなければならない。公立博物館における指定管理者制度の導入等にあたっては、この点に特に留意して検討することが重要である。また、地方独立行政法人制度が博物館にも適用されることを引き続き要望する。
- 4 私立博物館は、国・公立博物館とともに、わが国文化を守り、育み、後世に継承していくという重要な役割を果たしている。新たな公益法人制度が平成20年12月1日から施行されたが、特例民法法人から一般財団法人等に移行する法人が設置する博物館に係る固定資産税等については、経過措置終了後の平成26年度以降も引き続き非課税とされるよう要望する。
- 5 博物館のなお一層の発展と関係者の意欲向上の観点から、現在科学研究費補助金において、時限付分科細目として設定されている「博物館学」を恒久的な細目とされるよう要望する。

以上

平成21年10月2日

第57回全国博物館大会